

令和3年9月22日

川西市議会議長

平岡 譲 様

総務生活常任委員長

坂口 美佳

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について(審査日:令和3年9月7日、17日)

1. 議案第56号 令和3年度川西市一般会計補正予算(第5回)

議案の概要

第1表 歳入の全部。歳出第2款総務費。第4款衛生費。

第2表 継続費補正

質疑の概要

第1表 歳入

第22款 諸収入

問 東久代運動公園不法占用物撤去等に係る求償金として264万9000円が追加されようとしているが、相手方との交渉の状況を初め、当該事案の見通しについて伺いたい。

答 東久代運動公園は、本市が国から昭和50年に占用許可を得て開園し運営しているが、相手方は40年以上にわたって不法占用を続けている。これまで国と協力して何度も交渉を行ってきたが、現在に至るまで立ち退かない状況であることから、今回、行政代執行の手続きに入ることとしたものである。

相手方は個人1名であり、本年8月1日付で弁明通知書を送付したところ、長期間使用している自身に占用の権利があるとするこれまでと同様の回答であった。このため、行政代執行により存置物件を撤去することとしており、求償金が支払われる確証はない状況にあるものの、年度内に解決すべく進めていきたい。

同 歳出

第2款 総務費

問 情報化推進事業では、3010万5000円の経費により市の公共施設にWi-Fi環境等を整備するとのことであり、議案質疑資料によると、今回はアステ市民プラザ、黒川公民館を除く公民館、中央図書館が対象とのことであるが、利用環境等について伺いたい。

答 アステ市民プラザでは、Wi-Fi回線を設置し利用者自身の端末で接続していただくことを想定しているが、公民館と図書館では回線は敷設せず、モバイルWi-Fiルーターとタブレットを各2台配備し、これを貸し出すことで利用できるようにする予定である。

問 機器の貸出によらなくても、アクセスポイントを設置すれば公民館や図書館でも

<p>アステ市民プラザと同様の使い方が可能なのではないかと。また、モバイルルーターを使用すると通信等に対して料金が発生することが想定されるが、これらに対する市の検討状況を伺いたい。</p> <p>答 公民館と図書館は建物が古く、アステ市民プラザと同様の手法でWi-Fiを利用するには全室に配線工事が必要となるため、モバイルルーターを選択したものである。なお、当該ルーターのSIMカードは買い取り型で、買い取りの際に支払う費用で通信費が賄われる形を想定している。</p> <p>問 文化振興事業では、芸術文化活動応援業務委託料700万円によりアーティスト支援を実施するとのことであるが、この事業内容の詳細について伺いたい。</p> <p>答 当該事業は、令和2年度はコロナ禍で活動の場を失ったプロのアーティストを対象に、活動場所の提供や収入面での支援を行ったが、今回はアマチュアを中心に支援していきたいと考えている。具体的な対象はこれからの検討となるが、市が補助している芸術文化系団体に属する個人や、川西まちなか美術館などの事業を展開するグループで個展を開催している個人のほか、図書ボランティアグループなど、市として活動実績をある程度把握できる人を想定している。</p> <p>その支援の内容としては、市の貸館業務が停止するなど制約が多い中で、感染対策を十分に講じた上で活動する様子を動画としてホームページやSNSで配信するなど、アーティストの活動意欲が途切れないようなものを考えている。</p> <p>第2表 継続費補正 なし</p>
<p>特記事項</p> <p>議案質疑資料あり(1.公共施設の現在におけるWi-Fi環境の整備状況の詳細(フリー接続など利用制限の有無、施設内の接続エリア制限など)について)</p>
<p>審査結果 原案可決(全員賛成)</p>

2. 議案第58号 令和3年度川西市一般会計補正予算(第6回)

<p>議案の概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、キャッシュレス決済サービスを活用した消費活性化による事業者支援や中小企業の事業力向上・感染防止への支援を実施するために必要な費用の追加を行おうとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p>

問 新型コロナウイルス感染症の影響で生活困窮者が増加している中で、今回の国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、あくまでコロナの影響を受けた事業者に対する経済対策として実施する事業であるという認識で良いか。

答 今回の交付金は8月に事業者支援分として追加配分がなされたもので、これを効果的に活用するため、これまでの感染症対策や経済対策を用途とするいわゆる通常分の交付金とをあわせて事業展開するものである。

問 キャッシュレス決済サービスにはさまざまな種類があるが、今回の事業を実施するに当たっての決済サービス事業者の選定に係る基本的な考え方を伺いたい。

また、本事業に参加しようとする市内事業所が対象となる決済を今から導入しようとした場合の、参加手続きに要する期間や初期費用や手数料等について伺いたい。

答 今回の補正では市内事業所に対する支援を目的としていることから、事業所にとって導入に係る負担が少なく、また、多くの人に本事業を利用してもらうためにも、幅広く利用されている決済サービスを選択することで事業目的の達成が可能になると考えている。このため、基本的にはモバイル端末を用いたバーコード（QRコード）による決済サービスを提供する事業者を選択することが妥当であると考えている。

なお、バーコードを用いる決済事業者からは、利用登録は最短1週間程度で可能であり、バーコードを利用者側が読み取る形式であれば、サービス導入に係る費用はかからないが、導入後は決済サービス事業者の定める手数料が必要となる。

問 商工振興事業において、業務委託料1億6640万円を計上することで、キャッシュレス決済サービスを活用した事業者支援策を実施することであるが、ポイント付与の原資を初めとする委託料の内訳について伺いたい。

答 当該委託料の内訳としては、ポイントの原資は1億6000万円で、残余は参加事業所の募集や決済システムに係る経費など、決済サービス事業者の活動に伴う経費である。

問 キャッシュレス決済サービスを活用した事業の実施期間を、令和4年2月1日から28日までとしているが、当該期間に緊急事態宣言が発出された場合、外出を促進してしまうことにもなりかねない点について、市としてどう考えているのか。

答 実施時期については、消費が落ち込む時期を想定して設定したものである。当該事業が結果的に外出促進につながることは否めないが、日常品の購入に際して有効に利用していただきたいと考えている。ただし、感染拡大の状況によっては実施時期等について柔軟に考えていきたい。

問 市民の中にはスマートフォンを持っていない人やキャッシュレス決済を利用したことがない人もおり、そうした方々は今回の事業を利用しにくいと考えることから、当該事業に係る公平性について市の考え方を伺いたい。

答 昨年度はテイクアウトクーポンや電子プレミアム付商品券事業、今年度はネット申請を基本とするプレミアム付商品券事業を実施して好評を博しているほか、コロナ禍により急速に進むデジタル化の流れに合わせてスマホ講座等も実施しているところである。

しかしながら、本事業の利用に関しては、案内チラシに利用方法を記載するほか、市内の複数のスポットで利用案内を行うなどのフォローを実施していく考えである。

問 中小企業事業力向上対策補助金については、対象事業者等の経営力強化等が図られることを期待するが、これを今回だけの施策に終わらせることなく、今後も市として継続的に商業振興策を実施していくことが肝要と考えるが、市の見解を伺いたい。

答 今回の事業は、経営課題の改善による事業力の向上や感染防止対策の促進を目的としており、事業所にあっては常日頃から経営改善に取り組まれていると認識しているが、それを後押しする趣旨で実施するものである。

今後は、将来に向けた投資などを見据え、産業ビジョンに掲げる既存事業所の経営継続の支援として、県に「経営改革計画」を認定された事業所に対する補助を行うほか、事業承継に関するセミナーを実施することなどにより継続して支援していきたいと考えている。

問 当該補助金の対象としているのは、事業力向上のための取り組みと、消耗品購入を除くコロナの感染防止対策であるが、その詳細について伺いたい。

答 事業力向上については、備品や設備等を対象とするが、向上の方向性は各事業者によってさまざまであることから、極力幅広く捉えたいと考えており、ICT導入や設備更新による省エネ促進といった面について推奨していきたいと考えている。

また、感染防止対策については、マスクや消毒液といった消耗品は対象とならないが、PCR検査キットや抗原検査キットは対象となるほか、その他の対策ツールについては国や県においても示されていることから、補助対象を例示するなどの対応をしていきたいと考えている。

特記事項

配付資料あり(1.キャッシュレス決済サービスを活用した消費活性化による事業者支援策(案)ほか)

審査結果 原案可決(全員賛成)